

藍鼎元『女學』の研究〔3〕

下見 隆雄

婦德篇上(本稿では、「婦德」篇上第七章から第十二章までを載せる。)

【第七章】

〔原文〕周文王生有聖德、又得聖女妣氏、以爲之配、宮中之人、於其始至、見其有幽間貞靜之德、歌關雎以美之、其詞曰、關關雎鳩、在河之洲。窈窕淑女、君子好逑、次章曰、參差荇菜、左右流之、窈窕淑女、寤寐求之、求之不得、寤寐思服、悠哉悠哉、輾轉反側、三章曰、參差荇菜、左右采之、窈窕淑女、琴瑟友之、參差荇菜、左右芼之、窈窕淑女、鍾鼓樂之、〔節、芼音帽、樂音洛、〕

南國諸侯被文王之化、能正心修身、以齊其家、其女子亦被后妃之化、而有專靜純一之德、故嫁於諸侯、而其家人歌鵲巢以美之、其詞曰、維鵲有巢、維鳩居之、之子于歸、百兩御之、次章曰、維鵲有巢、維鳩方之、之子于歸、百兩將之、三章曰、維鵲有巢、維鳩盈之、之子于歸、百兩成之、 右第七章、

周の文王、生まれながらにして聖徳有り。又た聖女妣氏を得て、以て之れを配と爲す。宮中の人。其の始めて至るに於いて、其の幽間・貞靜の徳有るを見て、關雎を歌いて以て之れを美む。其の詞に曰わく、關關たる雎鳩、河の洲に在り。窈窕たる淑女

は、君子の好き迷なりと。次章に曰わく、參差たる荇菜は、左右して之れを流む。窈窕たる淑女は、寤にも寐にも之れを求む。之れを求むるも得ざれば、寤にも寐にも思服す。悠なるかな悠なるかな、輾轉して反側すと。三章に曰わく。參差たる荇菜は、左右して之れを采る。窈窕たる淑女は、琴瑟して之れを友とす。參差たる荇菜は、左右して之れを芼ぶ。窈窕たる淑女は、鍾鼓して之れを樂しむ。(1)〔節なり。芼は、音帽。樂は、音洛。〕

南國の諸侯、文王之化を被りて、能く心を正し身を修めて、以て其の家を齊う。其の女子も亦た后妃の化を被りて、而して專靜・純一の徳有り。故に諸侯に嫁ぎて、而して其の家人、鵲巢を歌いて以て之れを美む。其の詞に曰わく、維鵲有巢、維鳩居之、維鳩方之、維鳩盈之、之子于歸、百兩御之、維鵲有巢、維鳩方之、之子于歸、百兩將之、維鵲有巢、維鳩盈之、之子于歸、百兩成之、(2)〔兩は、俱に音亮。御は、音送。〕 右、第七章。

○資料研究

(1) この部分は、朱子『詩集傳』と、『詩經』周南、關雎を合成している。すなわち、初めは『詩集傳』の、「周の文王、生まれながらにして聖徳有り。又た聖女嫫氏を得て、以て之れを配と爲す。宮中の人、其の始めて至るに於いて、其の幽間・貞靜の徳有るを見る。故に是の詩を作る。」を用いる。次に、『女學』は、「關雎を歌いて以て之れを美む。其の詞に曰わく、」を加えて、「關雎」を連ねる。すなわち、「關關たる雎鳩、河の洲に在り。窈窕たる淑女は、君子の好き迷なりと。次章に曰わく、參差たる荇菜は、左右、之れを流む。窈窕たる淑女は、寤にも寐にも之れを求む。之れを求むるも得ざれば、寤にも寐にも思服す。悠なるかな悠なるかな、輾轉して反側すと。三章に曰わく、參差たる荇菜は、左右、之れを采る。窈窕たる淑女は、琴瑟して之れを友とす。參差たる荇菜は、左右、之れを采ふ。窈窕たる淑女は、鍾鼓して之れを樂しむ。」である。傍線部分は、『女學』で工夫して付加された表現である。

なお、『詩集傳』は、この詩について、次のような解説を掲げる。すなわち、女とは、嫁ぐ前の女性の意で、文王の後である太姒を指すこと。君子とは、文王を指すことなど。

詩の内容について、第一章には、「言うこころ、彼の關關然たる雎鳩、則ち相い與に、河洲の上に和鳴す。此の窈窕たる淑女、則ち豈に君子の善き匹なるに非ずやとなり。言うこころ、其の相い與に和樂して恭敬すること、亦た、雎鳩の情、摯にして別有るが若きとなり。」と述べる。

第二章には、「此の章、其の未だ得ざるに本づきて言う。彼の參

差たる荇菜（『詩集傳』に、「浮きて水面に在り、或るいは左し或るいは右す。言うこころ方無きなり。」）と）は、當に左右して方無くして、以て之れを流むべきなり。此の窈窕たる淑女は、則ち當に寤にも寐にも忘れずして、以て之れを求むべきなり。蓋し此の人此の徳、世として常には有らず。之れを求めて得ざれば、則ち以て君子に配して而して其の内治の美を成す無し。故に其の憂思の深きこと、自ら已む能わざること、此くの如きに至るなり。」と解説する。毛傳や鄭箋では、此の部分は、淑女自身と好き迷を慕う男性に掛けて解釈するが、朱子は、文王の配偶者を苦心して探し求めるのは、その臣下であると解しているようである。『詩集傳』を採用する『女學』は、ここは朱子の説に従つていであらう。

第三・四章について、「此の章、今始めて得るに据りて言う。彼の參差たる荇菜は、既に之れを得たれば、則ち當に採擇して之れを烹煮すべきなり。此の窈窕たる淑女既に之れを得たれば、則ち當に親愛して之れを娛樂せしむべきなり。蓋し此の人此の徳、世として常には有らず。幸いにして之れを得れば、則ち以て君子に配して而して内治を成すこと有り。故に喜樂・尊奉の意あること、自ら已む能わざること、又た此の如しと云う。」とする。

(2) この部分は、朱子『詩集傳』と、『詩經』召南、鵲巢を合成する。「鵲巢」の第一章の『詩集傳』に、「南國の諸侯、文王の化を被りて、能く心を正し身を修めて、以て其の家を齊う。其の女子も亦た后妃の化を被りて、而して專靜・純一の徳有り。故に諸侯に嫁ぎて、而して其の家人、之れを美めて曰わく、維れ鵲に巢有れば、則ち鳩來りて之れに居る。是こを以て之の子于き歸ぎて、而して百兩もて之れを迎うるなり。此れ詩の意、猶お周南の關雎有るがごと

し。」とある。傍線部「之れを美めて曰わく」の部分で、『女學』は、「鵲巢を歌いて以て之れを美む」に変形し、「鵲巢」の詩句を連ねてまとめる。

「鵲」・「鳩」については、『詩集傳』は次のように解説する。「鵲善く巢を爲りて、其の巢最も完固爲り。鳩、性拙くして、巢を爲る能わず。或るいは鵲の成巢に居る者有り。」と。また、詩句について、次のような解説を掲げる。「之の子は、夫人を指すなり。兩は、一車なり。一車、兩輪あり。故に之れを兩と謂う。御は、迎うるなり。諸侯の子諸侯に嫁す。送御、皆な百兩もてするなり。」と。また、第二章の「將」は「送る」と、第三章について、「盈、滿なり。衆賤・姪娣、の多きを謂う。成は、其の禮を成すなり。」と。

【第八章】

「原文」魯莊公十一年、冬、王姬歸于齊、胡氏傳曰、陽倡而陰和、夫先而婦從、天理也、雖以王姬之貴、其當執婦道、與公侯大夫士庶人之女、何以異哉、故舜爲匹夫、妻帝二女、而其書曰、嬪於虞西周王姬嫁于諸侯、亦執婦道、成肅離之德、其詩曰、何彼穠矣、唐棣之華、曷不肅離、王姬之車、言王姬下嫁于諸侯、車服之盛如此、而不敢挾貴以驕其夫家、故見其車者、知其能敬且和、以執婦道、於是作詩以美之、「傳去聲、陰和之和去聲、」右第八章、

魯の莊公十一年、冬、王姬、齊に歸ぐ。胡氏傳に曰わく、陽、倡えて、而して陰、和し、夫、先んじて、而して婦、從うは、天の理なり。王姬の貴きを以てすると雖も、其の婦道を執るに當たりては、公侯・大夫・士・庶人の女と與にすること、何を以てか異ならんや。故に舜、匹夫爲りて、帝の二女を妻と

す。而して其の書に曰わく、虞に嬪すと。西周の王姬、諸侯に嫁ぐにも、亦た婦道を執りて、肅離の德を成す。其の詩に曰わく、何ぞ彼の穠なる、唐棣の華。曷ぞ肅離ならざらん、王姬の車(一)。言うところ、王姬、諸侯に下嫁するに、車服の盛んなること此くの如し。而るに敢えて貴なるを挾りて以て其の夫家を驕ずるをせず。故に其の車を見る者。其の能く敬しみ且つ和やかにして、以て婦道を執るを知る。是れに於いて詩を作りて以て之れを美む(二)。「傳は、去聲、陰和の和は、去聲。」右、第八章。

○資料研究

この第八章は、『春秋胡氏傳』・『詩經』・『詩集傳』などの文を合して成している。

(一)『春秋』莊公十一年の經文に、「冬、王姬、齊に歸ぐ。」とある。以下の部分は、南宋の胡安國『春秋胡氏傳』卷八に基づく。すなわち、「案するに、……春秋の義、君を尊び、臣を抑う。其の書、王姬の下嫁するに、曷爲れぞ列國の女と同辭にして而して異ならずや。曰わく、陽、倡えて、而して陰、和し、夫、先んじて、而して婦、從うは、天の理なり。天理を述べて後世に訓うるときは、則ち王姬の貴きを以てすると雖も、其の婦道を執るに當たりては、公侯・大夫・士・庶人の女と與にすること、何を以てか異ならんや。故に舜、匹夫爲りて、帝の二女を妻とす。而して其の書に曰わく、虞に嬪すと。西周の王姬、諸侯に嫁ぐにも、亦た婦道を執りて、肅離の德を成す。其の詩に曰わく、肅離ならざらん、王姬の車云々。」とある。『女學』は、上記傍線部「天理を述べて後世に訓うるとき

は、則ち」の部分削除して取り込み、「其の詩に曰わく」の部分については、『詩經』召南、何彼穠矣の第一章「何ぞ彼の穠なる、唐棣の華。」の部分を増し入している。

「其の書に曰わく」は、『書經』堯典に依る。すなわち、「二女を媯汭に釐め降し、虞に嬪す。」とある。

(2) この部分は「何彼穠矣」の『詩集傳』に依る。すなわち、次のように解説する。「王姫、諸侯に下嫁するに、車服の盛なること此くの如し。而るに敢えて貴なるを挾りて以て其の夫家を驕ずるをせず。故に其の車を見る者、其の能く敬し且つ和やかにして、以て婦道を執るを知る。是れに於いて詩を作りて以て之れを美む。曰わく、何ぞ彼れ戎戎として而も盛んなるや。乃ち唐棣の華なり。此れ何ぞ肅肅として而して敬し、離離として而して和やかなるや。乃ち王姫の車なり。此れ武王以後の詩なれども、何王の世なるかを的^{きまむ}知すべからず。然れども文王・太姒の教、久しくして而も衰えざること、亦た見る可きなり。」とある。『女學』は、『詩集傳』の「王姫、諸侯に下嫁するに、車服の盛なること此くの如し。而るに敢えて貴なるを挾りて以て其の夫家の驕ずるをせず。故に其の車を見る者、其の能く敬し且つ和やかにして、以て婦道を執るを知る。是れに於いて詩を作りて以て之れを美む。」の部分を取り取って、『詩經』の句に結び付けている。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」嬪音賓、婦也、服也、又妃嬪婦官也、

嬪は、音賓。婦なり、服なり。又た妃嬪、婦官なり。

とある。本文「嬪於虞」に付する注であろう。各本、以下のようにある。

- ② 嬪音賓、婦也、服也、又妃嬪婦官也、
 - ③ 嬪音賓、婦也、服也、又妃嬪婦官也、
 - ④ 嬪音賓、婦也、服也、又妃嬪婦官也、
 - ⑤ 嬪音賓、婦也、服也、又妃嬪婦官也、
 - ⑥ 嬪音貧、婦也、服也、又妃嬪婦官也、
- 以上に依れば、⑥の傍線部「嬪、音貧」のみが他本と異なる。

【第九章】

「原文」漢鮑宣妻桓氏、字小君、宣嘗就少君父學、父奇其清苦、故以女妻之、裝送資賄甚盛、宣不悅謂妻曰、少君生富驕、習美飾、而吾實貧賤、不敢當禮、妻曰、大人以先生修德守約、故使賤妾侍執巾櫛、既奉承君子、唯命是從、宣笑曰能如是、是吾志也、妻乃悉歸服飾侍御、更著短衣裳與宣共挽鹿車、歸鄉里、拜姑禮畢、提甕出汲、脩行婦道、鄉邦稱之、「節、少俱去聲、女妻之妻去聲、賄呼畏切、著音着」扶風梁鴻、字伯鸞、勢家慕其高節、多欲擇爲婿、鴻並不就、同縣孟氏有女名光、肥醜而黑力能舉石臼、擇對不嫁、鴻聞而娶之、始以裝飾入門七日而鴻不答、光跪牀下請罪、鴻曰、吾欲裘褐之人、可與俱隱深山者、今衣綺羅、傅粉黛、豈鴻所願哉、光曰、以觀夫子之志耳、乃更爲椎髻、着布衣操作而前、鴻大喜曰、此眞梁鴻妻也、字之曰德耀、共入霸陵山中、以耕織爲業、「節、衣綺羅之衣去聲、綺音起、椎直迫切、髻古器切、」

袁隗妻、馬融女也、融家世豐厚、裝遣甚盛、初成禮、隗問曰、婦奉箕帚而已、何乃過珍麗乎、對曰、慈親垂愛、不敢逆命、君若欲慕

鮑宣梁鴻之高、妾亦請從少君孟光之事矣、「隗五委切、已音以、少去聲。」

論曰、此所謂無違夫子、甘苦同之者也、粧資之盛、婦女所戀、尚且承順夫志、割愛以成其美、則其無往而不敬順可知也、世教下衰、婚娶論財、女子將嫁、或於母家需索無厭、必求資裝豐備、寡廉鮮恥、恬不知羞、男子猥陋性成、不立志節、娶婦入門厭憎奩薄、此皆不肖之尤、壞風俗之甚者也、讀此章能無赧然愧哉、「無厭之厭平聲、奩音廉。」 右第九章、

漢の鮑宣の妻、桓氏。字は小君。宣、嘗て少君の父に就きて學ぶ。父、其の清苦なるを奇とす。故に女を以て之れに妻わす。装送・資賄、甚だ盛なり。宣、悦ばずして妻に謂いて曰わく。

少君、富驕なるに生まれ、美飾を習いとす。而るに吾れ、貧賤を實とす。敢えて禮するに當たらすと。妻、曰わく、大人、先生の徳を修め約を守るを以ての故に賤妾をして巾櫛を侍執せ使む。既に君子に奉承す。唯だ命のままに是れ従わんと。宣、笑いて曰わく、能く是くの如くんば、是れ吾が志なりと。妻、乃ち悉く服飾・侍御を歸して、更めて短衣裳を着けて、宣と與に共に鹿車を挽きて、郷里に歸る。姑に拜して禮畢わり。壺を提えて出でて汲む。婦道を脩行す。郷邦、之れを稱す(一)。「節なり。少は、俱に去聲。女妻の妻は、去聲。賄は、呼畏の切。著は、音着。」

扶風の梁鴻。字は伯鸞。勢家、其の高節を慕いて、擇んで婿と爲さんと欲するもの多けれども、鴻、並びに就かず。同縣の孟氏に女有り、名は光。肥醜にして而も黒し。力、能く石白を擧ぐ。對を擇びて嫁がず。鴻、聞きて而して之れを娶る。始め、

以て裝飾して門に入るに、七日なれども、而れども鴻、答えず。光、牀下に跪きて罪を請う。鴻、曰わく、吾、裘褐の人にして、與に俱に深山に隠す可き者を欲す。今、綺羅を衣て、粉黛を傳く。豈に鴻の願う所ならんやと。光、曰わく、以て夫子の志を觀んとするのみと。乃ち更えて椎、髻を爲して、布衣を着け、操しとたく作して而して前む。鴻、大いに喜びて曰わく、此れ眞に梁鴻の妻なりと。之れに字して徳耀と曰う。共に霸陵山中に入りて。耕織を以て業と爲す(二)。「節なり。衣綺羅の衣は、去聲。綺は、音起。椎は、直追の切。髻は、古器の切。」

袁隗の妻。馬融の女なり。融が家、世々豊厚にして、装遣、甚だ盛なり。初めて成禮して、隗、問ひて曰わく、婦は箕帚を奉ずるのみ。何ぞ乃ち珍麗に過ぎたるやと。對へて曰わく、慈親、愛を垂れたるなれば。敢へて命に逆はず。君、若し鮑宣・梁鴻の高きを慕はんと欲するなれば。妾も亦た少君・孟光の事に従はんことを請ふと(三)。「隗は、五委の切。已は、音以。少は、去聲。」

論に曰わく、此れ所謂る、夫子に違ふこと無く、甘苦をば之れを同じうする者なり。粧よそおひのちもち資の盛なる、婦女の戀うる所なるも、尚お且つ夫の志を承順して、割愛して以て其の美を成さば、則ち其の往くとして敬順ならざる無きこと知る可きなり。世教、下衰して、婚娶するに財を論ず。女子、將に嫁せんとして、或は母家に於いて需索して厭うこと無ければ、必ず資よそおひのちもち装の豊備なるを求めて、廉寡く恥鮮くして、恬として羞ずること知らず。男子、猥みだれいじ陋の性成りて、志おとこのこころ節を立てざれば、娶りし婦の門に入るに、奩せまうの薄なるを厭憎す。此れ皆、不肖

の尤にして、風俗を壞すの甚だしき者なり。此の章を讀みて、能く赧然として愧づること無からんや（4）。「無厭の厭は、平聲。畜は、音廉。」右、第九章。

○資料研究

(1) ここは、『後漢書』列傳第七四列女傳の「渤海鮑宣妻」伝によると思われる。それによると、「渤海の鮑宣妻なる者は、桓氏の娘なり。字は小君。宣、嘗て少君の父に就きて學ぶ。父、其の清苦なるを奇とす。故に女を以て之れに妻わす。装送・資賄、甚だ盛なり。宣、悦ばずして妻に謂いて曰わく。少君、富驕なるに生まれ、美飾を習いとす。而るに吾れ、貧賤を實とす。敢えて禮するに當たらずと。妻、曰わく、大人、先生の徳を修め約を守るを以ての故に賤妾をして巾櫛を侍執せ使む。既に君子に奉承す。唯だ命のままに是れ従わんと。宣、笑いて曰わく、能く是くの如くんば、是れ吾が志なりと。妻、乃ち悉く侍御・服飾を歸して、更めて短布裳を著けて、宣と與に共に鹿車を挽きて、郷里に歸る。姑に拜して禮畢わり。瓔を提えて出でて汲む。婦道を脩行す。郷邦、之れを稱す。」とある。傍線部に表現の異同が有る他は同文である。ただし、『後漢書』には、次の一文が有るが、『女學』では、これを削除している。すなわち、「宣、哀帝の時、官、司隸校尉に至る。子、永、中興の初、魯郡太守と爲る。永の子、昱、從容として小君に問いて曰わく、太夫人、寧ぞ復た鹿車を挽きし時を識するや不やと。對えて曰わく、先姑、言えること有り、存にては亡を忘れず、安にては危を忘れずと。吾、焉んぞ敢えて忘れんやと。」とある。後の「論曰」の指摘からして、この部分がここから省かれたのは当然であろう。なお、

『小學』善行第六にもこの部分を引用し、まとめ方は、『女學』と同じである。藍鼎元は、『小學』の資料に依拠した可能性が高い。ただし、「服飾・侍御」・「短衣裳」の部分は、『小學』では、『後漢書』に同じ「侍御・服飾」「短布裳」のままを用いているのが、『女學』と異なる点である。

この部分は、嫁と姑の提携が儒教社会の家を守護する要件として重視される事実を語る点で興味深い。これに関しては、拙著『儒教社会と母性―母性の威力の観点でみる漢魏晋中国女性史―』（研文出版、一九九四）概説篇第二章、研究篇第三章・第四章などを参照。また、拙稿「三母の伝記―華陽国志」列女伝記より」（『斯文』第一〇六号、一九九八・三）を参照。また、後の第十五章の資料研究も参照されたい。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」賄貨財也、凡器物之良宜於居藏者、皆曰賄、

賄は、貨財なり。凡そ器物の居藏に良宜なる者、皆、賄と曰う。

とある。これは、「資賄」についての補足説明であろう。この部分については、⑤が「凡」を「九」に作る他は、各本、異同が無い。

(2) 梁鴻の伝記は、『後漢紀』卷第十一孝章帝紀の「建初五年」のところにも見え、『御覽』や『類聚』引の『東漢觀記』などにも見え、『梁鴻妻』の伝記としては、『續列女傳』にも見えるが、『女學』のこの部分は、基本的には『後漢書』逸民傳の「梁鴻」伝によると思われる。

それによると、「梁鴻。字は伯鸞。扶風、平陵の人なり。父、讓、王莽の時、城門校尉と爲る。脩遠伯に封ぜられ、少昊の後を奉ぜ使む。北地に寓して卒す。鴻、時に尚お幼し。亂世に遭うを以て、因りて卷席して葬る。後、業を太學に受く。家、貧しけれども、而れども節介を尚ぶ。博覽にして通ぜざる無くして、而して章句の爲めにせず。學畢わりて、乃ち冢を上林苑中に牧す。曾て誤りて遺火して他舍に延及す。鴻、乃ち尋ねて焼者を訪ね、去失する所を問いて、悉く冢を以て之れを償う。其の主、猶お以て少なしと爲す。鴻曰わく、它財無し。願わくは身を以て居作せんと。主人、之れを許す。因りて爲めに執りて勤めて、懈らずして朝夕にす。隣家・耆老、鴻の恆人に非ざるを見て、乃ち共に主人を責讓して、而して鴻の長者なるを稱す。是れに於て始めて焉れを敬異して、悉く其の冢を還す。鴻、受けずして去りて、郷里に歸る。」とある。この部分を『女學』では省略している。梁鴻の妻における「事夫の徳」を紹介するのは不要の部分であるから、省略は当然である。

『後漢書』では、これに続いて、「勢家、其の高節を慕い、之れに女わさんと欲するもの多けれども、鴻、並びに絶えて娶らず。」とある。『女學』は、これに基づいたのであるが、傍線部をやや変形して用いている。『後漢紀』卷第十一建初五年においては、鴻について、「初め、扶風の世家、其の名を慕うもの多く、女を以て之れに妻わさんと欲するも、被服の華麗にして、鴻、甚だ之れを惡む。」という。『女學』は、これを資料にはしていないであろう。

『後漢書』では、次のように続いていく。「同縣の孟氏に女有り、肥醜にして而も黒し。力、石臼を擧ぐ。對むかひを擇びて嫁がずして、年三十に至る。父母其の故を問う。女、曰わく、賢なること梁伯

鸞の如き者を得んと欲すと。鴻、聞きて之れを媾す。」とある。

『女學』では「名は光」の部分を補う。また、「力、石臼を擧ぐ」の部分について。『女學』では、これを「力、能く石臼を擧ぐ」に作る。「能く」が新たに加えられている。なお、「石臼」は、文字の誤りである。『後漢書』の如く「石臼」に作るべきである。『典故列女傳』においては、この部分を、「石臼」に改めているものがある(①「内閣文庫」本や②「東洋文庫」本・③「光緒六年」本など)。

なお、『女學』は、「年三十に至る」の部分を省略している。

傍線部について、『女學』では、これを「鴻、聞きて之れを娶る」だけにまとめている。『後漢書』では、さらに次のように続いていく。「女、求めて布衣・麻屨・織作の筐・緝績の具を作り。嫁するに及びて、始め裝飾を以て門に入る。七日なれども、而れども鴻答えず。妻、乃ち牀下に跪きて請いて曰わく、竊かに聞く、夫子、高義にして、數婦を簡斥すと。妾も亦た數夫を偃蹇やんけんす。今にして擇ばるるに、敢えて罪を請わざらんやと。」

この部分について、『女學』では、先ず、下線部を削除し、「妻、乃ち牀下に跪きて請いて曰わく」の部分は、「光、牀下に跪きて罪を請う」のように、表現を変えている。

続いて、『後漢書』には、「鴻曰わく、吾れ、裘褐の人にして、與に俱に深山に隠す可き者を欲するのみ。今、乃、綺羅を衣て、粉墨を傳く。豈に鴻の願う所ならんやと。妻、曰わく、以て夫子の志を觀んとするのみ。妾、自ら隱居の服有りと。乃ち更えて推髻を爲して、布衣を着け、操作して而して前まへむ。鴻、大いに喜びて曰わく、此れ眞に梁鴻の妻なり。能く我に奉ぜん」と。之れに字して徳耀、(名は)孟光と曰う。居ること頃有りて、妻曰わく、常に聞く、夫

子隠居して患いを避けんと欲するなるを。今、何爲れぞ黙々なるや。無乃低頭して之れに就かんと欲するかと。鴻曰わく、諾と。乃ち共に霸陵山中に入りて耕織を以て業と爲し、詩書を詠じ、琴を弾じて、以て娛しみとす。」とある。

この部分について、『女學』では、傍線部を削除し、「妻曰わく」は、「光曰わく」に変じている。また、「粉墨」を「粉黛」に変じている。

『後漢書』の梁鴻伝は、これ以下、「五噫之歌」を作つて章帝の機嫌を損ね、姓名を変えて妻子と共に齊魯の間に居たこと、後にまたここを去つて呉に適つたこと、卓伯通の家で賃春に従事したが、主人は、妻の夫への仕え方を見て、鴻をただ者でないと見抜き、家に住まわせた。鴻はここで著書十餘篇を残し、卒したことなどを記すが、藍鼎元はこれらをすべて削除している。『女學』のここは、「事夫の徳」について述べるから、これらの部分は特に紹介される必要はない。鼎元の削除処置は妥当である。

なお、妻の業績を讃えることを主眼とする「梁鴻妻」の伝記としては、『續列女傳』が有るが、『女學』のまとめかたは、これともかなり異なっている。比較してみると、鼎元の伝記資料処理の独自性が確認される。以下にこれを紹介する。

「梁鴻の妻なる者は、右扶風の梁伯道（注）の妻なり。同郡の孟氏の女なり。其の姿貌、甚だ醜にして而して徳行、甚だ修まる。郷里、求むる者多けれども、而れども女、輒ち肯ぜず。行年、三十にして、父母、其の欲する所を問う。對えて曰わく、節操、梁鴻の如き者を欲すと。時に鴻、未だ娶らず。扶風の世家、妻わせんと願う者多けれども、亦た許さず。孟氏の女の賢なるを聞きて、遂に求めて之れ

を納る。孟氏、盛飾して門に入る。七日なれども、而れども禮成らず。妻、跪きて問いて曰わく、竊かに聞く、夫子、高義にして、數婦を斥すと。妾も亦た數夫を偃蹇す。今來きて擇ばるるに、請う、其の故を問わんと。鴻曰わく、吾れ、裘褐の人を得て、與に共に世を通れ時を避けんと欲するのみ。今、若、綺羅を衣て、黛墨を傳く。鴻の願う所に非ざるなりと。妻、曰わく、竊かに夫子の堪えざるを恐る。妾、幸いに隠居の服有りと。乃ち更えて氈衣・椎髻して而して前む。鴻、喜びて曰わく、此くの如き者、眞に梁鴻の妻なりと。之れに字して徳耀、（名は）孟光と曰う。自ら名づけて運期、字は俛光と曰う。共に霸陵山中に逯逃す。此の時、王莽の新、敗れたるの後なり。鴻、妻と與に深く隠れて、耕耘・織作して、以て衣服を供し、書を誦し琴を弾じて、富貴を忘るるを之れ樂しみとす。後、復た相みて曾稽に至り、賃春もて事と爲す。庸保の中に雜ると雖も、妻、食を進むる毎に、案を擧げて眉に齊しうし、敢えて正視せず、禮を以て身を修む。在る所、敬して而も之れを慕う。君子謂う、梁鴻が妻、道を好み、貧に安んじ、榮樂に汲汲たらずと。論語に曰わく、不義にして而も富且つ貴きは、我に於いて浮雲の如しと。此れを之れ謂うなり。」とある。なお、明代の『女範編』卷二「賢女」に、「漢梁鴻妻」を収録する。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」黛有青黒二色、用以畫眉、黛代也、剃去眉毛、以此代其處也、

髻音計、縮髮也、椎髻一撮之髻、如椎形也、

黛に、青黒二色有り、用いて以て眉を畫く。黛は、代なり。眉毛を剃り去り、此れを以て其の處に代えるなり。

髻、音計。縮髮なり。椎髻とは、一撮せるの髻、椎形の如きなり。

この頭注部分については、各本異同が認められない。

なお、『釋名』卷第四首飾第十五に、「黛は、代なり。眉毛を減して之れを去り、此れを以て畫きて其の處に代えるなり。」とある。

また、『漢書』列傳第十三陸賈傳の顔師古注に、「椎髻なる者は、一撮せるの髻。其の形、椎の如きなり。」とある。

(3) ここは、『後漢書』列女傳の「汝南袁隗妻」伝によるであろう。それによると、「汝南の袁隗の妻なる者は、扶風の馬融の女なり。字は倫。隗、已に前傳に見ゆ。倫、少くして才辯有り。融が家、世々富豪にして、装遣、甚だ盛んなり。初めて成禮するに及び、隗、之れに問いて曰わく、婦は箕帚を奉ずるのみ。何ぞ乃ち珍麗に過ぎたるやと。對えて曰わく、慈親、愛を垂れたるなれば。敢えて命に逆わず。君、若し鮑宣・梁鴻の高きを慕わんと欲するなれば。妾も亦た少君・孟光の事に従わんことを請うと。隗、又た曰わく、弟、兄に先だちて擧すれば、世、以て笑いと爲す。今、處姉、未だ嫁がざるに、先に行くは可ならんやと。對えて曰わく、妾が姉、高行殊に逸かなり。未だ良匹に遭わず。鄙薄にして苟然たるに似ざるのみと。又た問いて曰わく、南郡君、學、窮め、道、奥にして、文、辭宗爲るに、而るに在る所の職にては、輒ち貨財を以て損を爲すは、何ぞやと。對えて曰わく、孔子、大聖なれども、武叔の毀を免れず。小路、至賢なれども、猶お伯寮の愆有り。家君、此れを獲たる、固より其れ宜しきのみと。隗、默然として屈する能わず。帳外の聽く者、爲めに慙づ。隗、既に當時に寵貴せられ、倫も亦た世に有名な

り。年、六十餘にして卒す。」とある。

『女學』では、傍線部を削除し、「豐豪」を「豐厚」に変じている。『女學』が、後半の夫婦の問答部分を削除しているのは、夫を弁舌でやり込める妻の姿勢が、一見、「事夫の徳」に合致しないと受け止められると判断したからであろう。ただし、この部分は、別に、次の観点で、中国女性史上における独特の興味深い事実を物語る個所としても注目できる。すなわち、後漢から魏晉時代にかけての地方豪族や門閥貴族において、余裕の有る家においては、女性も学問を身に付ける機会を得て、男性に劣らず教養を高めていた状況が存在するのである。女性も弁舌豊かに独自の人生認識を表明している。しかし家族制の基盤思想としての儒教は一定の指針として人々の日常の中で重要な位置を占め、男性の現実的權威が基本的に否定されるということはなかったのである。このことについては、拙著『儒教社会と母性—母性の威力の観点でみる漢魏晉中国女性史—』（一九九四、研文出版）Ⅰ、概説篇、第三章、『晋書』列女伝より見る魏晉時代の母性、Ⅱ、研究篇、第九章、賢才の妻、を参照されたい。

(4) 「論曰」の部分は、藍鼎元が、掲げる資料について、特に深い関心を持って、女子の行動自覚を促して、補足論述する部分である。このような論述は、全篇の諸処に、編者の意に従って、適宜に設けられている。これらは、女子の四行（婦徳・婦言・婦容・婦功）や、家庭における女子の役割についての分類・整理の仕方とこれに関する論述・説明の部分とともに、彼の女性観を確認する上で重要な位置を占めると見るべきである。

「夫子に違ふこと無く、甘苦をば之れを同じうする者なり」につ

いて、『孟子』滕文公下篇に、「女子の嫁するや、母、之れに告ぐ。往くに之れを門に送りて、之れを戒めて曰わく、往きて女の家に之き、必ず敬しみ必ず戒しみて、夫子に違ふこと勿かれと。順を以て正と爲す者は、妾婦の道なり云々」とある。また、『史記』燕召公世家に、「百姓と甘苦を同じうす云々」と見える。なお、『女論語』事夫妻第六に、「甘を同じくし苦を同じくし、富を同じくし貧を同じくす」（この書は、伝本各種有り、かなり異同が多いが、この部分については各本同文である。）と見える。

儒教の家族制においては、儉約・質素が生活・経営の基本理念とされる。ここに所属するすべての物質は、組織を運営・維持するための資材であり、いわば構成員全体のものである。この中では、物資が個人的に独占・消費されることは許容されてはならない。これに所属するすべての個は、この故に、本源的に、個の自覚と欲求するものである己を観念的に超越することが望ましいのである。すなわち、存立の基本理念として、個人としての単独の存在自覚は除去されなければならぬし、個の欲求として当然増幅する豊かで華美であることを求める諸欲求は無用とされる。個は他の個と等しく、常に貧しいながらに自足した状態に在ることを納得して享受する必要がある。ここで、儉約・質素が理想の人生教条とされることは当然である。

儒教家族制において、人間を個人としての自覚の観点から捉えてみようとするならば、それは、次のように云えるだろう。すなわち、ここでの人間は、個として独占する欲を抑圧し、己に相応しい単独のエリアを確保する欲を放棄して、全体のために奉仕する己が、集団においてその業績を評価される充足感を享受するのである。己を

捨て身を殺すところに己という個人の存在意義が確立する。己は常に個として小さな自我を越えたところに存在する。

そこで、儒教家族制における物質や経済への姿勢は次のようになる。すなわち、家族制の構成員が、組織への奉仕を積極的に推進するためには、当然、各個は個の主体性や己独自の欲求を追求する自我の自覚を滅却することを要するのである。だから、個とか自我の觀念が拒絶されるこの家族制の組織の中では、私有財産の蓄積や、個における経済的自立活動を目途することも許容されない。経済的な活動による物質的充実は、欲するものとしての個の生き物自覚を刺激し、自我の欲求を満たす無限の契機を含有するからである。個としての欲求追求の自覚めは、やがて組織の結束エネルギーを減退せしめ、組織を崩壊させてしまうであろう。

ここでは、藍鼎元は、女性における独占的な華美願望を牽制する。女性における独自性の自覚や独占的な欲求追求の自覚めは、己を裝飾しようとする境地に最も発現しやすいと見たからであろう。しかも、女性のこの願望が現実的に動き始めるこの局面において、男性は、己を制し自我欲の抑制を最も遂行し難くなるからである。すなわち、この「論曰」に云う。女性が、一旦「資・装の豊備なるを求めて、廉寡く恥鮮くして、恬として羞ずることを知らず」の姿勢を表明すると。男子は、「猥・陋の性成りて、志・節を立てざれば、娶りし婦の門に入るに、蓋の薄なるを厭憎す」という。鼎元は、華美を求める姿勢の確立した女性に対して、男性が、これを容認しない決然たる男性的志節を積極的に明確にするのは極めて困難になると認めていることにもなる。

鼎元は、いわば、女性が先ず諸欲求を自制する姿勢を確立して、

これによって男性の志節というものが患わされることなくきれいに立つことを語ったことにもなる。これは、この社会で、男性に男の尊厳を確立・維持させるのは、男性それ自身に発する独自性や主体性ではなく、本来、女性の深遠な配慮や補佐に基づくものであることを示唆するものでもあろう。このことを、さらに明確にいえば、儒教社会における男性の権威は、母性に常に牽制される位置に在り、それ自体として独立し自立してはいないこと、すなわち、いわゆる男尊女卑が、女性の積極的な配慮という母性の支援によってはじめ実行可能な社会通念となるのだということの意味するであろう。

ただし、鼎元自身は、儒教社会の本質に関する、ここまでの明確な認識を持っていたとはいえないであろう。しかしわれわれは、この「論曰」で、鼎元は無意識ながらも儒教社会の本質を吐露してしまつたのだと読解することもできそうに思うのである。

なお、この「婦徳」上篇で、「安貧之徳」（第四十六章）第五十二章）や、「恭儉之徳」（第五十三章）第五十七章）は、儉約・質素を旨とする婦徳を賞賛するものである。仁孝文皇后『内訓』に、「節儉章」第六が有り、「奢靡は徳を伐る云々」と儉約を訓示する。王節婦『女範捷録』勤儉篇にも、「儉なる者は富の基なり……富みて而も能く儉なれば、則ち守約にして而して家日々に興る云々」と云う。これらの事柄については、下章でさらに論じる。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」戀音變、眷念係慕也、

報音懸、面慚赤也、

戀は、音變。眷念・係慕するなり。
報は、音懸。面、慚赤するなり。

これは、それぞれ「婦女、戀ふる所」・「能く靦然として愧づること無からんや」の傍線部分の文字についての説明であろう。各本の異同は次のようである。

- ② 戀音變、眷念係慕也、
報音懸、面慚赤也、
- ③ 戀音變、眷念係慕也、
報音懸、面慚赤也、
- ④ 戀音變、眷念係慕也、
報音懸、面慚赤也、
- ⑤ 戀音變、眷念係慕也、
報音怒、面慚赤也、
- ⑥ 戀音變、眷念係慕也、
報音懸、面慚赤也、

以上、ここもやはり「内閣文庫」本が正しいと思われるが、「眷念」が、②・③・④では、「眷念」に変じ、意味不明となっている。しかし、⑤・⑥では、「眷」は「眷」に改めている。他に、「音懸」が、②・③・⑥では、「音懸」となり、⑤では、「音怒」となっている。また、「慚赤」を、④で「慚尔」に作る。以上、いずれも、翻刻の過程で、類似の字に誤り作ったものと思われる。

【第十章】

「原文」漢元帝幸虎圈鬪獸、忽有熊逸出、攀檻欲上、宮人皆避匿、馮昭儀挺然直前、當熊而立、及左右格殺熊、帝問昭儀、何獨不懼、

對曰、夫猛獸得人而止、妾恐犯御座、故身當之、帝以此倍加敬重焉、
 「夫音扶」 右第十章、

漢元帝、虎圈に幸して獸を鬪わしめんとす。忽ち熊の逸して
 出する有りて、檻を攀じて上らんと欲す。宮人、皆、避け匿る。
 馮昭儀、挺然として直前して、熊に當たりて而して立つ。
 左右、熊を格殺するに及びて、帝、昭儀に問う、何ぞ獨り懼れ
 ざるやと。對えて曰わく、夫れ猛獸は、人を得て而して止まら
 ん。妾、御座を犯さんことを恐る。故に身もて之れに當たると。
 帝、此れを以て倍加して焉れを敬重す（一）。「夫は、音扶。」
 右、第十章。

○資料研究

(1) 漢元帝の馮昭儀に関する伝記資料は、『漢書』外戚傳第六十
 七下・『續列女傳』・『前漢紀』前漢孝元皇帝第二十二建昭元年な
 どに見えるが、『女學』がいずれに依拠したのか定かでない。次に
 該当部分を列挙してみる。

『漢書』には、「建昭中、上、虎圈に幸して獸を鬪わしめんとす。
 後宮、皆座す。熊、佚して圈を出でて、檻を攀じて殿に上らんと欲
 す。左右の貴人・傳昭儀等、皆な驚き走ぐ。馮婕妤、直前して、熊
 に當たりて而して立つ。左右、熊を格殺す。上問う、人の情、驚懼
 するに、何の故にか前みて熊に當たると。婕妤、對えて曰わく、猛
 獸は、人を得て而して止まらん。妾、熊の御座に至らんことを恐る。
 故に身を以て之れに當たると。元帝、嗟嘆す。此れを以て倍して焉
 れを敬重す。傳昭儀等、皆慙づ。……婕妤を尊びて昭儀と爲す。」
 とある。

『續列女傳』には、初めに、馮昭儀が馮奉世の女であること、元
 帝の二年後宮に入つて、初め長使となり、美人となつて、男子（中
 山孝王）を生んで、婕妤となつたことなどを記す。続いて、「建昭
 中、上、虎圈に幸して獸を鬪わしめんとす。後宮、皆從う。熊、逸
 して圈を出でて、檻を攀じて殿に上らんと欲す。左右の貴人・傳昭
 儀、皆な驚き走ぐ。而るに、馮婕妤、直して熊に當たりて而して立
 つ。左右、熊を格殺す。天子、婕妤に問う、人の情、驚懼するに、
 何の故にか熊に當たると。對えて曰わく、妾聞く、猛獸は、人を得
 て而して止まると。妾、御座に至らんことを恐る。故に身を以て當
 たると。元帝、嗟嘆す。此れを以て倍して焉れを敬重す。傳昭儀等、
 皆慙づ。……乃ち婕妤を立てて昭儀と爲す。」とある。

『前漢紀』には、「上、虎圈に幸して獸を鬪わしめんとす。後宮・
 昭儀等、皆座す。熊、逸して圈を出でて、檻を攀じて上に及びんと
 欲す。左右の貴人・傳昭儀、皆な驚き走ぐ。馮婕妤、直前して、熊
 に當たりて而して立つ。左右、熊を格殺す。上、婕妤に問いて曰わ
 く、人の情、驚懼するに、何の故にか熊に當たると。對えて曰わく、
 妾聞く、猛獸は、人を得て而して止まると。御座に至らんことを恐
 る。故に身を以て之れに當たると。上、嗟嘆して而して之れを嘉す。
 傳昭儀、甚だ慙づ。是れ由り婕妤と隙有り。」とある。

以上の諸資料と比較してみても、『女學』のまとめは独特である。
 例えば、この事件の時、馮氏は、実はまだ婕妤なのであるが、『女
 學』では「馮昭儀」と設定している。時間的前後よりも話の内容を
 紹介することを主眼とするからであろう。また、「上」のところは、
 「漢元帝」または「帝」と置き換えているし、他に、表現上におい
 ても、「忽ち……有り」・「宮人」・「避け匿る」「挺然として」・「何ぞ

獨り懼れざるや」・「御座を犯さんこと」など独自の言いまわしを工夫している。

『女學』は、女性伝記紹介には、無論、劉向『列女傳』以下の、諸正史の「列女傳」資料などを用いているが、原典からそのまま本文を切り取って列挙しているとは限らない。事の内容を効果的に語るうとして、編纂者自身の観点で原文を変形し、表現に工夫しているところが多々見受けられるのである。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」倉卒間、意既真誠、性復機警、彼食人祿、臨難而棄之、視之愧死矣、

倉卒の間、意、既に真誠にして、性、復た機警なり。彼の人の祿を食むもの、難に臨みて而して之れを棄つるあれば、之れに視すに愧死もてせん。

とある。馮昭儀の行動について、これを、人に仕える者における厳しい自覚の角度から評論したものである。倉卒の間において、己が意と性に見わる真誠と機警を迂闊に棄てないことが、人の祿を食む者の留意すべきポイントであると指摘したのであろう。『典故列女傳』の頭注部分は、文字の説明を主とするが、この場合のように、所々で独自の人間論や社会論を掲げることがある。

この部分も「内閣文庫」本が正しいと思われるが、文意が捉え難いという点も有ったからか、各本に多少の字の異同が認められる。

- ② 倉卒間、意既真誠、往復機警、彼食人祿、臨難而棄之、視之愧死矣、
 ③ 倉卒間、意既真誠、往復機警、彼食人祿、臨難而棄之、視之愧死矣、

- ④ 倉卒間、意既真誠、往復機警、彼食人祿、臨難而棄之、視之愧死矣、
 ⑤ 倉卒之、意既真誠、亦復机警、彼食人祿、臨難而棄之、視之愧死矣、
 ⑥ 倉卒間、意既真誠、仍復機警、彼食人祿、臨難而避之、視之愧死矣、
 ②・③・④ともに、「性」を「往」に変じている。⑤においては、「倉卒間」を「倉卒之」に作り、さらに「往」を「亦」に変じている。「往復」のままでは読み難いと見ての工夫・改変であろうか。
 ⑥は、「倉卒間」に返しているが、「性」を「仍」に作る。なお、
 ⑤・⑥ともに、「真」を旧字体にする。

【第十一章】

「原文」宋建炎間、滁州丁國賓、爲盜所掠、將烹之、妻泣曰、夫族亡且盡、獨夫存、請以妾代、賊遂烹妻而釋其夫、〔節〕

元至正十二年、房山縣大饑、兵乏食、執李仲義欲烹之、仲義妻劉氏聞之遽往、涕泣伏地、告曰、所執者吾夫也、乞矜憐之貸其生、吾家有醬一甕、米一斗五升、嘗于地中、可掘取之以代吾夫、兵不從、劉氏曰、吾夫瘦小、不可食、吾聞婦人肥黑者味美、吾肥且黑、願就烹以代夫死、兵遂釋其夫而烹劉、聞者莫不哀之、〔審音教〕

論曰、代烹之慘、從古未有也、然婦人以夫爲天、苟可以全夫命、雖死不辭、此所謂正也、古有代夫服刑者、明楊繼盛妻張氏、上疏請斬首都市、以代夫死、而不可得、王裕王行沈束之妻、請代夫死、皆蒙寬宥、忠烈之婦、蓋亦有幸有不幸焉、雖遭際不同、其揆一也、
 右第十一章、

宋、建炎の間。滁州の丁國賓、盜の掠むる所と爲る。將に之れを烹んとするに、妻、泣きて曰わく、夫の族、亡して且に

盡きんとして獨り夫の存するのみ。請ふ、妾を以て代えんことをと。賊、遂に妻を煮て、而して其の夫を釋す(1)。「節なり。」元の至正十二年、房山縣、大いに饑う。兵、食乏し。李仲義を執えて之れを煮んと欲す。仲義の妻劉氏、之れを聞きて遽て往く。涕泣して地に伏して、告げて曰わく、執うる所の者は、

吾が夫なり。乞う、之れを矜み憐みて其の生を貸さんことを。吾が家に、醬一甕、米一斗五升の、地中に窖にする有りて、之れを掘り取る可し。以て吾が夫に代えんと。兵、從わず。劉氏曰わく、吾が夫、瘦せて小さくして、食う可からず。吾聞く、婦人の肥黒なる者は、味美なると。吾肥えて且つ黒し、願わくは、烹に就きて以て夫に代わりて死せんと。兵、遂に其の夫を釋して、而して劉を煮る。聞く者、之れを哀れまざるは莫し(2)。「窖は、音教。」

論に曰わく、代わりて煮らるるの慘なる、古從り未だ有らざるなり。然れども、婦人、夫を以て天と爲す。苟しくも以て夫の命を全うす可くんば、死すると雖も辭せず。此れ所謂る正なるなり。古に、夫に代わりて刑に服する者有り。明の楊繼盛の妻張氏、上疏して、都市に斬首し、以て夫に代わりて死せんことを請う。而れども得可からず。王裕・王佇・沈束の妻、夫に代わりて死せんことを請いて、皆な、寛宥を蒙る。忠烈の婦、蓋し亦た幸有り不幸有るなり。遭際、同じからずと雖も、其の揆は一なり(3)。右、第十一章(4)

○資料研究

(1)『宋史』卷四百六十列傳第二百十九列女に、「(建炎)四年、

盜の祝友、衆を蘇州の龔家城に聚めて、人を掠めて糧と爲す。東安縣の民、丁國兵なる者及び其の妻、友の掠むる所と爲る。妻、泣きて曰わく、丁氏の族、流亡して已に盡く。夫を存して其の祀りを續けんことを乞うと。賊、遂に夫を釋きて而して之れを害す。」とある。

(2)『元史』卷二百一列傳第八十八列女に、「李仲義の妻劉氏、名は翠哥、房山の人なり。至正二十年、縣大いに饑う。平章、劉哈刺不花の兵、食に乏しくして、李仲義を執えて之れを煮んと欲す。仲義の弟馬兒、走げて劉氏に報ぐ。劉氏、遽て往きて、之れを救わんとして、涕泣して地に伏して、兵に告げて曰わく、執うる所の者は、是れ吾が夫なり。乞う、之れを矜み憐みて其の生を貸さんことを。吾が家に、醬一甕、米一斗五升の、地中に窖にする有りて、之れを掘り取る可し。以て吾が夫に代えんと。兵、從わず。劉氏曰わく、吾が夫、瘦せて小さくして、食う可からず。吾聞く、婦人の肥黒なる者は、味美なると。吾肥えて且つ黒し、願わくは、烹に就きて以て夫に代わりて死せんと。兵、遂に其の夫を釋して、而して劉を煮る。聞く者、之れを哀れまざるは莫し。」とある。『新元史』卷二百四十六列傳第一百四十三列女にも、同内容の記載が見える。ただし、「李仲義を執えて之れを煮んと欲す」を、「李仲義を執う」に、「吾が夫、瘦せて小さくして」を、「吾が夫、瘦せて」に、「聞く者、之れを哀れまざるは莫し」を、「衆、之れを哀れまざるは莫し」に、それぞれ変形している。

『女學』は『元史』の記載に近い。ただし、傍線部は省略している。話のポイントを明確にするための適当な処置と思われる。

なお、『典故列女傳』②・⑤では、原文「兵遂釋其」の「兵」を、

「近」に誤り作る。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」劉氏乞貸夫、已應憐、況有醬米代之乎、人肉無幾、斷不敵醬一甕米一斗五升明矣、乃竟不允、至劉氏請以身代、方舍仲而烹劉、獸相食且人惡之、此飢兵人也、乃不好食粟而食人、其惡甚於狼虎矣、

劉氏、夫を貸さんことを乞うすら、已に應に憐むべし。況んや醬米もて之れに代えんとする有るおや。人肉、幾ばくも無けれども、斷じて醬の一甕・米の一斗五升にも敵せざること明らかなり。乃ち竟に允されず。劉氏の、身を以て代わらんと請うに至りて、方に仲を舎きて而して劉を烹る。獸の相い食うすら且つ人之れを惡とす。此の飢兵、人なり。乃ち粟を食うを好まずして、而して人を食う。其の惡なること、狼虎よりも甚だしきなり。

とある。下線部「幾」・「劉」は字が不鮮明であるが、原文の字形と他本とを比べて判読し、それぞれこの字と推定した。ここは、李仲義の妻劉氏の事件についての評論と思われる。藍鼎元の評論が忠烈の婦の行為を一旦是認した上での、結果に対する幸不幸を論じているが、この頭注では、人肉を食うことの非人間性について論じる。各本、以下のようなものである。①と異なる部分に傍線を施す。

- ② 劉氏乞貸夫、已應憐、況有醬米代之乎、人肉無幾、斷不敵醬一甕米一斗五升明矣、乃竟不允、至劉大請以身代、方舍仲而烹劉、獸相食且人惡之、此亂兵人也、乃不好食粟而食人、其惡甚於狼虎矣、
- ③ 劉氏乞貸夫、已應憐、況有醬米代之乎、人肉無幾、斷不敵醬一甕米一斗五升明矣、乃竟不允、至劉氏請以身代、方舍仲而烹劉、獸相

食且人惡之、此飢兵人也、乃不好食粟而食人、其惡甚於狼虎矣、

- ④ 劉氏乞貸夫、已應憐、況有醬米代之乎、人肉無幾、斷不敵醬一甕米一斗五升明矣、乃竟不允、至劉氏請以身代、方舍仙而烹劉、獸相食且人惡之、此飢兵人也、乃不好食粟而食人、其惡甚於狼虎矣、

- ⑤ 劉氏死貸夫、已應憐、況有醬米代之乎、人肉無幾、斷不敵醬一甕米一斗五升明矣、乃竟不允、至劉夫請以身代、方舍神而烹劉、獸相食且人惡之、此堅兵人也、乃不好食粟而食人、其惡可謂真大矣、

- ⑥ 劉氏乞貸夫、已應憐、況有醬米代之乎、人肉無幾、劬不敵醬一甕米一斗五升著實、乃竟不允、至劉氏請以身代、方舍仲而烹劉、獸相食也人惡之、此飢兵人也、乃不好食米而食人、其惡甚於狼虎矣、

- 以上、異同としては、②で、「吃」・「大」・「亂」、③で、「合」、④で、「敵」・「含仙」、⑤で、「死」・「神」・「堅」・「可謂真大矣」、⑥で、「劬」・「著實」・「米」・「也」が、それぞれ注目される。⑤・⑥で、異同部分での①からの距離が大きい。この他、④の「敵」・「含仙」の部分の変字の根拠は不明確で、前後の意味がとり難くなっている。②の「吃」や、③の「合」なども前後の意味を考慮した文字設定とは思えない。比較すると、④・⑤（「可謂真大矣」は別として）の用字が最も不正確である。ただし、⑥には、前後の文意を考慮しつつ整えようとした跡が多少ではあるが伺える。

- (3) 楊繼盛の妻張氏については、『明史』卷二百九列傳第九十七楊繼盛傳に、繼盛が嚴嵩を弾劾して却つて帝の怒りを買って獄に下される。妻張氏は、上書して云う、「臣夫繼盛、市井の言を誤聞し、尚お書生の言に狃れて、遂に狂論を發す。聖明、即ち戮を加えず、吏議に従わ俾む。……倘し罪の重きを以て、必ず赦さる可からずん

ば、願わくは、即ち臣妾の首を斬りて、以て夫の誅に代わらんことを云々」と。しかし、「嵩、屏して奏せず。遂に三十四年十月朔を以て西市に棄せらる。年四十。刑に臨みて詩を賦して曰わく、浩氣、大虚に還り、丹心、千古を照らす、生平、未だ恩に報いず、留めて忠魂の補と作さんと。天下、相い與に涕泣して傳えて之れを頌す。」とある。楊繼盛の伝記は、萬斯同『明史』・『明史稿』・『明人小傳』・『明詩綜』などにも見える。

沈束については、『明史』卷二百九列傳第九十七沈束傳に、沈束は、周尚文の卒後に官爵を追贈することを許可せぬ嚴嵩に対して、尚文の功績を評価して質すが、却つて嵩の機嫌を損ねて帝の怒りを買い、獄に下される。「嵩、位を去るに迫り、束、獄に在ること十六年なり。妻張氏、上書して言う、臣の夫、家に老親有りて、年八十有九、衰病、侵尋にして、朝に夕を計らず。……臣、願わくは、夫に代わりて獄に繋がれ、夫をして父を送り年を終わり、仍ち還りて繋に赴か令めんことを。實に、陛下、之れより徳の大なるは莫きなりと。法司、亦た請と爲すも、帝、終に許さず。」とある。ただ、帝は、後に束の獄舎での様子に心動かされ、「束を釋して其の家に還さしむ」とある。しかし、父は既に亡くなり、束はひどく落胆したという。その後召されても辞退して出仕せず、家に終つたという。

王裕・王佇の場合も、楊繼盛と対照的な事例として掲げ、しかも沈束の前に列ねてあるから、明時代の世宗に関わる出来事と思われるが、いま、『明史』にその事実が見あたらない。ただし、『廣列女傳』卷十女範類に、「王裕妻」の伝記を録し、典拠を『續列女傳』としている。それによると、副使であつた王裕は仕事上の失敗

で死刑に処せられることとなるが、妻の周氏は、夫が一人息子であること、幼少より誠実に努力を重ねて出世してきたこと、父母は七十四・七十二歳の老齢であることなどの実状を訴え、己が替わりに刑を受けたいと上書する。天子を感動させて、夫は許される。

藍鼎元は、「代りて煮らるるの慘なる、古従り未だ有らざるなり」という。なるほど、「代りて煮らるる」それ自体は事実かもしれない。ただし、妻が夫のために身を捨てたる事例は、古来のものである。例えば劉向『列女傳』節義篇に、「京師節女」が有り、夫を仇とねらう復讐者に対して己を身代わりとしていた。第十章に紹介される馮昭儀は、元帝を襲う熊の前に立ちはだかる（『續列女傳』など）。『後漢書』列女傳の「盛道妻」では、叛逆の罪で夫婦と子が共に捕らえられる。死刑目前にして、妻は、門戸を建立するため、獄吏を欺いて己を身代わりにして牢に留まり、夫と子を逃亡させる。これに関する事例については、拙著『儒教社会と母性―母性の威力の観点でみる漢魏晋中国女性史―』研究篇、第六章第二節「母や妻の母性發揮を自己犠牲の観点で検証する」に論述している。

藍鼎元は、「婦人、夫を以て天と爲す。苟くも以て夫の命を全うす可くんば、死すると雖も辭せず。」と述べる。「夫を妻の天とする」のは、古来（『儀禮』）の見方である。人間存在を、天地自然の法則と結びつけて認識し、儒教家族制における男女対応や人間序列を設定した教条としては、このようなかたちで提示されるのは致し方ないところである。しかし、なぜ夫が天でなければならぬかを含めて、妻が身を犠牲にすることの意義を理解する上からは、充分納得のいく理由説明とは言い難い。これらは、やや角度を変えて、儒教社会の本質に関わる母性実践の観点から理解されなければならない

いであろう。

儒教社会における、男女対応の形式で最も特徴的な点は、女性の、男性への一方的服従・従属にある。そしてこれは、古来、女性存在への決定的教条として掲げられ続けた「女三従」ということばに的確に集約されている。この語の初めは、『儀禮』喪服篇、「齊衰不杖期」の「經」、「女子子の人に適く者、其の父母の爲めにす」の「傳」に、「婦人に三従の義有りて、専用の道無し」とあるのがそれである。

儒教社会における女性存在は、従来、単にこの角度からのみ言及されるのが、いわば常識であった。しかし、この観点では、妻は、夫に対して一方的に従属し奉仕する存在でしかないことになる。女性という人間の社会的存在意義を分析する積極的な視点は、ここからは芽生えない。筆者は、儒教社会の実践道徳たる孝の理念を究明することを通して、女性存在を積極的に研究する視点を設定した。

孝は、儒教社会を構築する中核の道徳観念である。この孝が、母・妻・娘の母性によって、子・夫・父の精神の中に養成されていくものであることを、前掲拙著や、『孝と母性のメカニズム—中国女性史の視座』(研文出版、一九九七)において論証した。

夫と妻は、次のような対応関係に在ると考えられる。夫への妻(母性)の奉仕・従属に対して、夫は、家や血縁・祖先の霊への孝を實踐する義務を負うことになる。妻の従属・奉仕は、実は、夫の孝実践と対応しているのである。このように、妻の夫への奉仕が、母性に基づくと捉えることにより、儒教社会における女性たる妻の積極的存在理由の一端を明確にし得たことになるであろう。

妻の夫への従属という人間対応が、基本的に貞節という概念とし

て把握されることについて、すでに前掲拙著に論述している(前者にては、「II研究篇」第七章、妻の母性の構造、貞節を通しての検証」。後者にては、「IV、4、夫の孝と妻の貞節」などを参照)。

妻が、夫の身代わりになつて死ぬというのは、例えば、丁國資の場合でも、「夫を存して其の祀りを續けんことを乞う」のが理由であるし、沈東の場合でも、「夫をして父を送り年を終わらしめる」孝のためである。妻の犠牲は、一族の血縁を絶やささぬという孝、老衰の親を保養・安心させるといふ孝実践のためなのである。

夫が妻の天とされる点について。天である夫は、妻に指令・掟する権威存在ではあるが、観点を少しずらせると、妻の母性実践の支援を得なければ夫の権威は確立しないのであるから、夫の権威はそれ自体として妻の積極的な実践に依存しているのであり、自立しているとはいえないであろう。妻の犠牲的母性実践は、夫の孝実践を心理的に示唆し指令する意義を含んでいよう。これら男女の対応の諸相を通して、儒教社会の姿の本質が明確に浮かび上がることになるであろう。なお、詳細については、前掲の拙著を参照されたい。

(4) この「右第十一章」を、「右第十一年」に作るものがある。『女學』に大型本と小型本の二種類有り、前者は、一頁が九行、一行が十七字であり、後者は、一頁が十行、一行が二十二字である。大型本では、「右第十一年」に作り、小型本では、「右第十一年」に作る。ところで、この大型本と同じ行と字数で編成される『典故列女傳』の各本では、いづれも「右第十一年」に作るのである。

〔2〕「事舅姑之徳」

【第十二章】「事舅姑之徳」に関連する立言

「原文」班氏曰、物有以恩自離者、亦有以義自破者、夫雖云愛、舅姑云非、此所謂以義自破者也、然則舅姑之心奈何、固莫尚於曲從矣、姑云不爾而是、固宜從令、姑云爾而非、猶宜順命、勿得違戾是非、爭分曲直、此則所謂曲從矣、故女憲曰、婦如影響、焉不可賞(一)、右第十二章

班氏曰わく、物に恩を以て自ずから離るる者有り、亦た義を以て自ずから破るる者有り。夫、愛すと云うと雖も、舅姑、非と云うは、此れ所謂の義を以て自ずから破るる者なり。然らば則ち舅姑の心をば奈何んせん。固より曲げて従うより尚きは莫きなり。姑、爾らずと云いて而して是なるとき、固より宜しく令に従うべし。姑、爾りと云えども而れども非なるとき、猶お宜しく命に順うべし。是非を違戾し、曲直を争分するを得ること勿からんとす。此れ則ち所謂の曲げて従うことなり。故に女憲に曰わく、婦、影・響の如くなれば、焉んぞ賞す可からざらんと。右、第十二章。

○資料研究

(一)この部分は、『女誠』曲從第六に基づく。『女學』は、初めの部分を省略する。すなわち、それは、「意を一人に得る、是れを永に畢ると謂う。意を一人に失う、是れを永に訖ると謂う。人の志を定め心を専らにするを欲するの言なり。舅姑の心、豈に當に失う可けんや。」の部分である。なお、「意を一人に得る、是れを永に畢ると謂う。意を一人に失う、是れを永に訖ると謂う。」の部分は、「専心」第五に引用した『女憲』のことばである。彼処においては、夫の心を得るために、専心・正色するよう訓戒するために用いる。

ここでは、舅姑の心を得なければならぬことを説くために再び引用する。すなわち、妻が舅姑の心に適わねば、どんなに夫が愛いと思つていても、夫婦関係は決裂せざるを得ないというのである。儒教社会では、夫婦は、男女の互いの個人的な意志や愛情だけで直接に結び合えぬ関係に在る。舅姑、とりわけ姑を経由して、初めて夫婦の男女愛情の関係が成り立つのである。このことは、例えば劉向『列女傳』母儀篇の「鄒孟軻母」(拙著『劉向『列女傳』の研究』)や『二十四孝』の「丁蘭」(拙著『母性依存の思想』)の場合、また有名な物語詩「焦仲卿妻」(拙著『儒教社会と母性』II研究篇、第七章)などに明瞭である。藍鼎元が、この部分を省略したのは、これが、舅姑への配慮について訓戒する上での導入の修飾的部分にすぎないと判断したからであろう。特に必要な部分ではない。

原文の「物有以恩自離者、亦有以義自破者物」の部分について、特に「以恩自離者」をどう読むか考察しておく必要がある。従来、諸家は、「恩を以て自ずから離るる者」と読んでいる。「亦」で接続するから、「離」も「破」も同じ方向の意味に捉えるのがあたりまえのようにも思える。この読みをとると思われる『女四書』では、注に、これを説明して、「恩を一人に専らにすれども而れども人或いは之れを悪みて、自ずから其の恩に保んずる能わず。」という。また、若江秋蘭著『和解女四書』は、「それ夫婦の中、なれ親み過て却て愛を失い、はなれ行ものあり、」と解説する。夫婦離別の原因を、「人或いは之れを悪みて」とするも、「なれ親み過て却て愛を失い」とするも、いずれもすつきりした説明となつてはいないようである。「離るる」と読みつつもその解釈の落ち着け所に苦しむからであろう。むしろ、「夫婦を結ぶ恩愛が失われて自然に離別す

ることになる」と解釈すれば理解し易いように思える。ただし、「自離」には、両者が互いの意志で離れ合っていくというイメージが含まれるていそうな点が気にかかる。妻に離別要求権が無い儒教社会で、夫婦が個の感情に従って自然に離別すると解するのは、やや無理であるかも知れない。「離るる」と読む場合の納得しきれぬこの不満感が、他の読みをひねり出す。

ところで、『後漢書集解』引沈欽韓（『後漢書疏證』）は、「離、讀みて麗と爲す。左宣十二年傳注に、麗は著なり」という。なお、『易經』離卦の彖傳に、「離は麗なり」とあり、王弼注に、「麗は、猶お著のごときなり。」という。この指摘に従えば、「離」を連れ合うの意と見て、「恩を以て自ずから離るる者」と読めることにならる。こう読めば、夫婦は恩愛の絆で自然と結び合っている存在でもあるし、また義理のために自然と緊密な関係が破れざるを得ないこともあるものだという意味にならう。夫婦は、恩愛で結ばれるものであるし、また舅姑が断を下せば破れるものでもあることを述べるのであるから、「離」は、この読みで解するのが分かり易いように思える。今、一応この読みに従う。ただし、ここでは、「離るる」の読みが誤っているとの断定は差し控えておきたい。

なお、舅姑の意向に絶対服従せよとは述べるが、婦における現実の服従対象は、実は姑である。このとは、本文で、「姑、爾らずと云いて」・「姑、爾りと云へども」と指摘することで明白である。儒教社会の家族制において、姑の権限は絶大であり、婦と姑の調和が重視されることは、歴代の伝記資料や教導資料の繰り返し語るところである。それでも「舅姑」と掲げるのは、母性の実質的支援によって、現実的権限が付与される父性の存在を示したからに過ぎない。

い。舅姑の意志が嫁の資格に決定的な決定権を持つことは後の十四章に掲げる『禮記』の言に関連する。

◎「事舅姑之徳」についての藍鼎元の論

「原文」夫之父、謂之舅、夫之母、謂之姑、爲婦而不能事舅姑、雖有才能、不足稱也、末世愚婦、但知夫之爲親、而不知親夫之親、承順弗講、愛敬闕然、甚至抱哺其子、与公並偃、婦姑不相悅、則反唇而相稽、漢俗之敝、賈生所爲太息也、夫惟孝敬、勿逆勿怠、曲意承歡、務盡乃職、歷患難而不忘、遇酷虐而無愠、斯可謂賢婦矣、述事舅姑之徳、自此以下凡九章、「夫惟之夫音扶、難去聲、」

夫の父を、之れ舅と謂う。夫の母を、之れ姑と謂う（1）。婦と爲りて而して舅姑に事うる能わざれば、才能有りと雖も、稱するに足らざるなり（2）。末世の愚婦、但だに夫の親と爲すを知るのみにて、而して夫の親を親とするを知らず。承順、講ぜられず、愛敬、闕然たり。甚だしきは、其の子を抱き哺むに、公と與に並び、偃し、婦姑、相い悦ばざるときは、則ち唇を反して、而して相い稽するに至る。漢俗の敝にして、賈生の、爲めに太息する所なり。夫れ惟だ孝敬なるのみ。逆うこと勿く怠ること勿く、意を曲げ歡びを承けて、務め盡くすをば乃ち職とす。患難を歴れども而れども、忘にせず、酷虐に遇えども而れども愠むこと無し。斯れ賢婦と謂う可きなり（3）。舅姑に事うるの徳を述ぶること、此れ自り以下、凡そ九章。「夫惟の夫は、音扶。難は、去聲。」

○資料研究

(1)『爾雅』釋親に、「婦、夫の父を稱して舅と曰う。夫の母を稱して姑と曰う。」とある。

(2)女子の才能や教養についての指摘である。

○女子と教育機会に関する認識について

儒教社会では、婦人は、家族制の権威存在たる舅姑に奉事すること、また、この体制を確立するための現実の直接責任者として、夫が指定され、このために、男性による主導が尊ばれる。女子は男子に従えば良いのだから、これへの教育は無用であるとする社会通念とされやすい傾向にあったことは容易に想像できる。これに異を唱えたのは曹大家『女誡』である。その「夫婦」第二に、「但だに男にのみ教えて、而して女に教えず。亦た彼此の數に蔽するならずや。」という。ただし、これは、勿論男女に同等で平等の教育権を認めようというようなレベルの提言ではない。男女共に、己の存在役割の自覚を明確に把握するためにしっかり学ぶ姿勢を確立せねばならぬというのである。それは、この前文に、「夫、賢ならざれば、則ち以て婦を御する無し。婦、賢ならざれば、則ち以て夫に事うるなし。」と述べていることで明らかである。女性は、妻である己が夫に従順であるべきであるという道理の中に在ることを自覚するよう基本的な要求されている。これ以後、儒教社会において、女子教育の必要性が唱えられる場合においても、基本スタイルは概ねこのようであった。

『顔氏家訓』治家篇に、婦人は食べ物や衣服の世話をするよう心掛けるべきで、国政に関わることや家の内を主導するようなこと（なか）に与るべきではないとし、「如し聡明・才智有りて古今に識達するなれば、正しく當に君子を補佐すべし。」という。女子の家庭におけ

る役割認識を明確にしつつ、学問・教養を全面的に否定はしていない。

司馬公『家範』は、『女誡』の指摘にも注目しつつ、巻六の「女」に、「凡そ人學ばざれば禮義を知らず、……然らば則ち人と爲りては以て學ばざるべからざること、豈に男女の異なる有らんや。是の故に、女子、家に在りては、以て孝經・論語・及び詩・禮を讀みて、略々大義に通じざる可からず。」という。なお、呂坤は、女子の教養について、「孝經・列女傳・女訓・女誡の類の如き、熟讀・明講せざる可からず。」(『女學』巻六引)という。

一方、『温氏母訓』に、「婦女、只だ柴米・魚肉の數百字を粗識するを許するのみにて、字を識ること多きは無益にして而して損有るなり。」というように、女子は学問教養を身に付けるのは無用とする考え方はやはり根強い。明時代、陳繼儒『安得長者言』に、「男子、徳有る、便ち是れ才なり。女子、才無き、便ち是れ徳なり。」とあり、趙如源『古今女史』の序に、「夫れ、才無き、便ち是れ徳なりとは、矯枉の言に似たり。」という。しかし、『女範捷録』才徳篇には、「女子、才無き、便ち是れ徳なりと。此の語、殊に非なり。……君子の子を教うるや、獨り以て女に訓うる可からざらんや。」という。陳東原『中国婦女生活史』第七章の四に、「無才徳」という語の生みだされた経緯について論じて、この語は、明末の頃に用いられたものであると推定している。語源としては、そうであっても、この語の背景である女子に教育は不要とする女性観が、古来のものであったであろうことは、前引の曹大家『女誡』によっても明らかである。

『女學』は、すでに「女學自序」に、婦人教育の必要について、

「婦人の善悪、同じからず。性・習、各々異なる。比して之れを齊しうするには、宜しく學ぶに如くは莫かるべし。」と述べている。また、卷六婦功篇に、「學問之功」を設け、女子における學問の意義について、十章に涉つて説く。

また、陳宏謨『五教遺規』の「教女遺規序」に、女子教育についての世間の認識不足を指摘する。女子教育の必要性や、女子が本来教養甲斐の有る諸素養を具有する存在であると説く。すなわち、「天下、教う可からざるの人無く、亦た以て教えざる可きの人無し。而るを豈に獨り女子をのみ遺すあらんや。……賢女有りて然る後賢婦有り、賢婦有りて然る後賢母有り、賢母有りて然る後賢子孫有り。王化は、閨門に始まり、家人は、女貞に利ろし。女教の繋ぐる所、蓋し甚、重きなり。或るひと疑う、女子、書を知る者少なきは、文字の能く教うる所に非ずして、而も筆墨を弄び文詞に工みなる者、時に反つて女徳の累と爲ること有り」と。知らず、女子の性慧を具有して、縦い經史をば貫通する能わはされども、間にして亦た粗ぼ文義を知るを。……意者、女子の性、專一・篤至にして、其の教を爲して尤も入り易きこと有る者ならんか。」という。

清時代には、女子を、男子に従順で従属すべき存在とする古来の認識は、基本的には否定されなれないもの、女子教育について、古來とはやや異なつた角度からの積極的な関心が深まっているようである。教育は、女子に期待される従順の性を損なうという考え方が、むしろ逆の角度から見直され、女子における學問・教養の充実が、女性の社会的役割への認識を高めるとされたのである。ただし、これも、実は基本的には、曹大家『女誡』の立場が、社会や經濟思想の變化を視野に入れざるを得なくなつた、近世における教育論の下で、

もつともらしく修飾して説き直されたに過ぎないという見方もできるだろう。

なお、先引の陳東原『中国婦女生活史』(第七章の四)は、清の章實齋『婦學篇』より、「古の賢女、才有るを貴ぶなり。前人、云えり有り、女子、才無き、便ち是れ徳なりとは、才を惡むに非ざるなり。正しく謂う、小才有りて而して學を知らざれば、乃ち矜飾もて名を、驚にするを爲して、轉た、村嫗・田嫗の、笑いを大方に貽すを致さざるにも如かず。」を紹介している。

(3) 婦人が舅姑に奉事することについて、『禮記』内則篇に種々言及する。また、『女學』では、後の卷六「婦容」篇に「事親之容」で、二章に涉つて言及する。しかし、舅姑問題については、この「婦徳」篇のここに力点が置かれている。婦人にとつては、婚家での責任自覚が特に重視される。この「婦徳」篇においても、「事父母之徳」(第二十九章)第三十三章)よりも、この「事舅姑之徳」(第十二章)第二十章)が前に置かれ、それが「事夫之徳」(第二章)第十二章)の直後に列ねられるのはそのためであろう。

ただし、興味深いのは、「事夫之徳」が最初に置かれることである。この点は、曹大家『女誡』に類似しているのである。後代の女教書を管見してみると、『女論語』では、「事父母章第五」・「事舅姑章第六」をむしろ先行させて、次に「事夫章第七」を列ね、『内訓』では、「事父母章第十二」・「事君章第十三」・「事舅姑第十四」の順序に列ねられている。その書物が編纂される時代や背景、また編者の考えで、夫・父母・舅姑への対応の認識に微妙な差異が存するということであろう。すなわち、夫と婦の精神結合を基盤にして家への対応を論じていくか(曹大家『女誡』など)、または、家の重

心が舅姑に在る点を基点として、婦への教訓を掲げるが、そのために、婦の行動を支える気構えの、すべての出発点が生家に存する点に注目して、舅姑への奉仕を導く始点として、父母への仕え方を説き初めとするかなど（『女論語』・『内訓』など）の、それぞれの異なりが想定されるであろう。この点で比較すると、『女學』は、夫婦の精神結合を基点とする『女誠』の流れに近いところが一特質と云えそうである。

劉向『列女傳』で、婦と舅姑の対応に関連するものは、「周室三母」・「衛姑定姜」・「魯季敬姜」・「鄒孟軻母」（「母儀」篇）・「陳寡孝婦」（「貞順」篇）などである。女教の書には、大抵はこれを掲げる。『女論語』には、「事舅姑第六」・『女孝經』にも、「事舅姑章第六」・司馬光『家範』卷十に「舅姑」を、『女訓』に、「孝舅姑」を、『内訓』にも、「事舅姑章第十四」を、それぞれ設けている。なお、後の第十五章の「資料研究」に、儒教社会における婦と姑の対応の意義について、諸資料を交えて論じる。

儒教家族制における舅姑、なかんづく姑の位置づけは独特であり、この点については、すでに、拙著『儒教社会と母性―母性の威力の観点でみる漢魏晋中国女性史―』（一九九四、研文出版）Ⅰ概説篇、第二章、「妻の母性と孝」・『女誠』における母性認識」、Ⅱ研究篇、第四章、「『女誠』における女性教導と主婦の位置」、第七章、「妻の母性の構造」、Ⅴ、「魯家を維持し、養姑を遂行するための寡婦貫徹や再婚拒否」、や、『孝と母性のメカニズム―中国女性史の視座―』Ⅳ、2、母の影響力と役割―列女伝記説話を中心に―なども参照されたい。

「賈生云々」について、『漢書』列傳十八賈誼傳や、『賈長沙集』

（『漢魏六朝一百三家集』）の「論時政疏」などに、「其の子を抱き嘯むに、公と與に併び偃し、婦姑、相い説ばざるときは、則ち唇を反して、而して相い稽す。」とある。『女學』では、「併」を「並」に、「説」を「悦」に、「唇」を「唇」に作る。『新書』卷第三時變篇（四部叢刊本）には、「其の子を抱き嘯むに、公と與に併び偃し、婦姑、相い説ばざるときは、則ち唇を反して、而して啗む。」とある。『女學』では、「併偃」を「並偃」に、「説」を「悦」に、「唇」を「唇」に、「啗」を「相稽」に作る。多少の文字の異同はあるものの、『女學』の表現は、『漢書』のそれに近い。